

1 予防的支援推進とうきょうモデル事業

児童虐待の未然防止を図る予防的支援を推進するために、新たな予防的支援をモデル的に取り組む区市町村を支援するとともに、予防的支援の効果検証を行い、方法を確立し都内区市町村全体に展開することを目的とする。

- 予防的支援** 子育て家庭への積極的な訪問や関係機関との連携等により、支援が必要な家庭の早期把握、必要な支援プランの作成や支援の導入、継続的な状況確認等を行うこと。
- 予防的支援が必要な家庭** ひとり親、若年の親、多子・多胎、未就園、親の依存症、DV、親の精神疾患等のリスク要因がある家庭

2 事業内容

【区市町村】 **予防的支援をモデル実施** (実施期間: 令和3年度から5年度までの3年間)

- **予防的支援チームの設置**
予防的支援の中核となる担当職員及び心理職・保健師等の専門職を配置し、母子保健部門や関係機関と連携しながら、チームで予防的支援を実施する。
- **要保護児童対策地域協議会の強化**
要対協担当職員の配置により関係機関との連携を強化し、予防的支援の対象となる家庭を早期に把握するとともに関係機関の対応力を向上させる。

【東京都】 **児童相談所と区市町村との連携を強化**

- 児童相談所から児童福祉司と児童心理司を派遣

【外部】

- アドバイザーの派遣と民間研究機関等への調査研究委託
- アドバイザーを区市町村に派遣し、助言指導を実施

3 大田区の予防的支援チーム体制 ⇒ 子ども家庭支援センター内に専門チームを設置

| | | | |
|----------------|---------|---------|----------|
| 子ども家庭支援センター 所長 | | | |
| 予防的支援チーム | | | |
| 専任 | 予防的支援担当 | | |
| | 要対協担当 | | |
| 兼務 | 予防的支援担当 | チームリーダー | 相談調整担当係長 |
| | 予防的支援担当 | | |
| | 予防的支援担当 | | |
| | 予防的支援担当 | | |
| | 要対協担当 | | |
| | | 心理職 | |
| | 保健師 | | |

5 スケジュール

| | 令和3年3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------------|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| チーム編成 | | | | | | | | | | | | | |
| 庁内メンバー | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 東京都職員受け入れ | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 業務の遂行 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業計画のロードマップ作成(令和3年度から5年度) | | → | | | | | | | | | | | |
| 予防的支援の事業スキームの策定(令和3年度) | | → | | | | | | | | | | | |
| 要保護児童対策地域協議会の強化策の策定(令和3年度) | | → | | | | | | | | | | | |
| 予防的支援連携会議(月1回開催) | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4 子育て世代包括支援センターとの連携強化

■ 子ども家庭支援センター内に予防的支援チームを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う仕組みである、子育て世代包括支援センターとの連携強化を図る。

■ 予防的支援チームと保健師との連携により、AYA世代(特に24歳以下の若年妊婦)を中心に支援を行う。

※ AYA世代(Adolescents & Young Adults)とは、思春期及び若年成人の国際的な定義であり、成人と区別され、社会的支援が必要な世代とされている。

